

1. 平戸市都市計画マスタープランについて

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画とは、農林漁業との健全な調和を図りながら、人々が健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を実現するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を行うことができるように定める制度であり、都市計画法に基づいて定められます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられており、市町村が概ね 20 年後の将来像を見据え、都市づくりの課題に対応しつつ市民の意見を反映させながら、将来像の実現に向けた方針を定めるものです。

「平戸市都市計画マスタープラン」は、上位計画である「平戸市総合計画」に即しながら、都市計画に関する事項について、本市の各種関連計画との整合を保ちながら定めます。

(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割は、次の4つに整理することができます。

- ① 将来、実現すべき具体的な都市像を示し、市民・事業者・行政などが共有する、都市づくりの基本理念と基本目標を設定します。
- ② 市が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針となります。
- ③ 土地利用、道路・上下水道・公園などの都市施設の整備、市街地の整備など、個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりの方針となります。
- ④ 市民・事業者・行政などが、都市づくりの課題や方向性について合意することにより、個々の事業への理解・協力を促します。

(3) 平戸市都市計画マスタープラン策定の必要性

平成 11 年の「平戸市都市計画マスタープラン」策定から 14 年が経過し、都市を取り巻く状況が大きく変化したことから、改めて都市計画の課題を整理し、新しい将来都市像や目標、方針を設定する必要性が生じました。

- ① 市町村合併により新平戸市の都市計画の基本方針の策定が必要となった。
- ② 「平戸市総合計画」の策定や関連計画の策定、国や県の都市計画制度の変更などとの整合を図ることが必要となった。
- ③ 都市計画法の改正や景観法の制定など新たな法整備への対応が必要となった。
- ④ 少子高齢化の進展や地球温暖化といった環境問題など、都市を取り巻く社会・経済状況の大きな変化に対応した都市計画の方針が必要となった。
- ⑤ 東日本大震災の経験を踏まえ、災害に強く安全・安心な都市づくりに対応することがより強く求められるようになった。

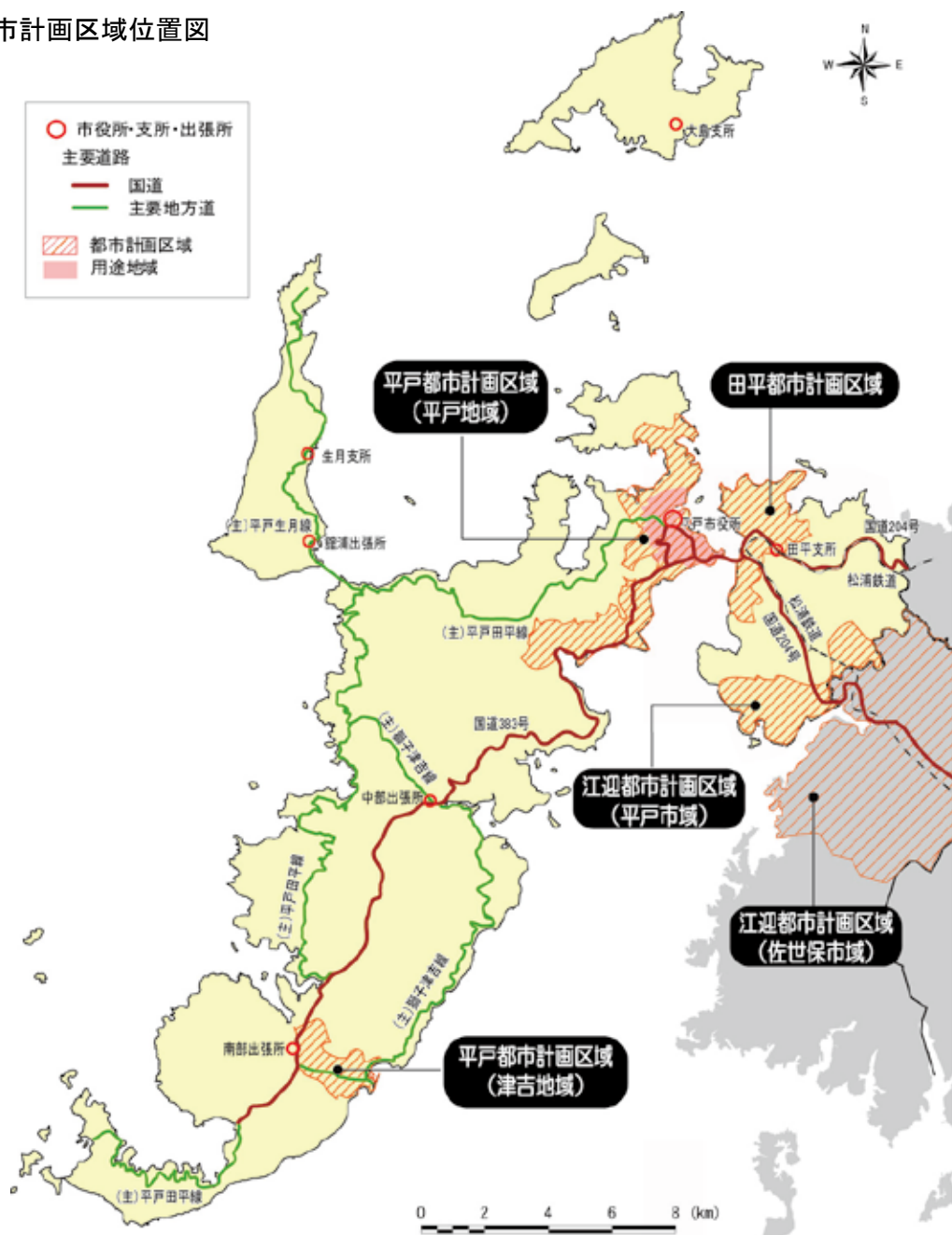
(4) 対象範囲と目標年次

① 対象範囲

「平戸市都市計画マスタープラン」は、平戸都市計画区域および田平都市計画区域を対象に策定しますが、市街地のみならず、農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を広域的かつ総合的に検討を進めることが重要であることから、必要に応じて本市の行政区域全体を対象に検討を行います。

なお、江迎都市計画区域は、平戸市田平町南部地域と佐世保市の江迎町地域と鹿町町地域にまたがって指定されており、中心市街地が江迎町地域に位置することや、交通体系や生活圏などから見て江迎町地域と鹿町町地域との一体性が認められることなどを踏まえて、都市づくりに関しては佐世保市地域を含めた中で検討を行うべきとの判断から、今回の都市計画マスタープランにおいては行政区域全体としての検討の範囲にとどめています。

都市計画区域位置図



② 目標年次

本マスタープランの目標年次は、これから約 20 年後の平成 45 年とします。

○ 計画の基準年次：平成 25 年（2013 年）

○ 計画の目標年次：平成 45 年（2033 年）

なお、都市計画マスタープランは、社会・経済情勢や環境の変化、市民意識の変化、都市づくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて見直しを図ります。

（５）都市計画マスタープランの位置づけと策定体制

都市計画マスタープランは、次に示すような関連計画や策定組織との関係のもとに検討を行いました。

